

4 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下、「許可基準」という。）、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）」（以下、「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」（以下、「許可、届出等取扱要領」という。）によるほか、下記の取扱方針による。

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下、「普通地域内処理基準」という。）によるほか、岡山県が作成した別紙 4「国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準（平成元年 12 月 28 日付け環境保健部長通知）」によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物の新築、改築、増築 (1) 建築物	① 基本方針 建築物が周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合すること。 また、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 ② 意匠・色彩、構造 奇抜な意匠は避け、落ちついた外観意匠とし、周囲の風致に調和した色彩を用いることを基本とする。 ア 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。 イ 屋根の色彩等 焦げ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然素材を使用する場合は、素材色とする。 ウ 壁面の色彩 茶系、灰色系又はベージュ系色とする。 ③ 修景緑化方法 5－(2)－②修景緑化指針による。
(2) 道路	① 基本方針 路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。また、風致上の支障を軽減するため以下の要件に適合すること。 ② 法面等の処理 原則として緑化を行うものとする。この場合、擁壁工、法粹工、緑化ウオール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。やむを得ずモルタル吹付とする場合は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等風致上の支障の軽減を図る。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 灰色又は焦げ茶色とする。 イ 擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げ又は、明度を下げた工法等により風致上の支障の軽減を図ることとする。

行為の種類	取扱方針
	ただし、公園利用施設等（展望施設、休憩所、ベンチ、園路及び広場）から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ③ 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、その色彩は灰色とする。 ガードレールを使用する場合は、灰色又は焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。 ④ 生物多様性の保全 貴重な野生動植物の生息・生育地内での設置は極力避けるものとする。 やむを得ず生育地等内に設置する場合は、その分断等、設置による影響を考慮し、代替措置を講ずる。 ⑤ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化を行う。 ただし、待避所等に活用される場合は、この限りでない。 ⑥ 残土処理方法 国立公園区域外に搬出する。 ただし、国立公園内の許可を得た、又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 ⑦ 修景緑化方法 5－（２）－②修景緑化指針による。 ⑧ 附帯施設の取扱い ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 イ 案内板、解説板等を設置する場合は、周辺の自然と調和した意匠とし、規模は必要最小限とする。 ウ 建築物の意匠、色彩、構造は、(1)建築物に準ずる。
(3) 鉄塔、アンテナ	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障を十分に検討する。 ② 材料、色彩 外部の仕上げは、灰色又は焦げ茶色とする。 なお、航空障害対策は、赤白塗色ではなく極力標識灯の設置によるものとする。 また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。
(4) 電柱	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障を十分に検討する。 ② 材料、色彩 外部の仕上げは、焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、素材色とする。 ③ 共架 電力線と電話線が並行する区間は、建て替え等の際に可能な限り共架を図る。

行為の種類	取扱方針
	④ 地下埋設等 主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、可能な限り地下埋設化とし、不可能な場合はルート変更を図る。 ⑤ 広告物 営業広告物の設置等を伴わないものとする。
(5) 砂防・治山施設	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 なお、新設の場合は、事前にその必要性、風致上の支障、公園利用動線への影響を十分に検討する。 ② 材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ又はセメントの明度を下げた工法等とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 落石防護柵については、灰色又は焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。
(6) 海岸保全施設 防波堤等	① 基本方針 自然海岸への設置については、瀬戸内海国立公園の指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすため、認めない。ただし、既に災害又は浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合はこの限りではない。 なお、設置する場合は、下記に留意するものとする。 ア 埋立てを伴わないものであること。 イ 突堤は原則、自然石積みとし、突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ウ 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意すること。 エ 施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 ② 材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ又はセメントの明度を下げた工法等とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。
2 木竹の伐採	基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取り扱い）（昭和48年8月15日環自企第616号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。ただし、良好な照葉樹林又は地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息地及びその周辺での伐採は極力避けるものとする。
3 土石の採取 (採石)	① 基本方針 現在、継続して採石を行っているのは白石島のみである。昭和39年以来取り扱ってきた方針に従い、今後も公園景観の悪化防止や回復を図る。なお、方針の概要については、以下のとおりである。 ア 従来からの既着手行為については、一年更新の手続を行う。 イ 新規は認めない。なお、新規についての範囲は次のとおりとする。 (ア) 全く新しい島外から入ってきたもの（既業者も含む） (イ) 全く新しい採石丁場をつくること（既業者も含む） (ウ) かつて採石されていた丁場を他の第三者が継承する場合 (エ) その他、現在採石中の丁場の同一人（又はその家族）の継続申請以外は新規とみなす。 ウ 採掘跡地については十分な緑化が図れるよう、法面の切り方等指導していくものとし、当該地区に生育する植物と同種の国内産自生種により、緑化すること。 エ 採取区域は、主たる山稜線を分断するものでないこと。 オ 採取業者に対し、国立公園の意義について認識を深めるよう指導する。 カ 将来、終掘させる方向で指導していくものとする。 ただし、自然公園法施行規則第11条第16項第5号に該当するものにあつて

行為の種類	取 扱 方 針
	はこの限りではないが、以上の事項に配慮しつつ、その規模、取扱方法等について十分に検討し慎重に取り扱うこととする。
4 広告物の設置等	① 基本方針 広告物の設置に当たっては、国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して違反広告物の追放を図る。許可に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。 ② 営業用広告物 ア 表示面積は2㎡以内とする。 イ 表示板に使用する色彩は、茶系、灰色系、ベージュ系色を基調とし、可能な限り落ち着いた色調とすること。 ウ 本体に使用する材料は、可能な限り自然石又は木材とし、その他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ③ 誘導標識、地区案内板 ア 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図る。この場合表示面積は、案内先1件分につき0.5㎡以下、合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。 イ 表示板に使用する色彩は、茶系、灰色系、ベージュ系色を基調とし、可能な限り落ち着いた色調とすること。 ウ 本体に使用する材料は、可能な限り自然石又は木材とし、その他の材料を使用する場合には、色彩を焦げ茶色とする。 ④ その他の看板類 建築物の外壁に掲示する看板類については、上記②及び③に準ずるものとする。
5 水面の埋立て	基本方針 海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙6「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱方針」によること
6 土地の形状変更	基本方針 残土処理を目的とした国立公園区域外からの土砂等の搬入は認めない。 ただし、公共事業及び自然公園法による許可の見込みのあるものについてはこの限りではない。
7 マリーナ	基本方針 マリーナの取扱方針及び処理基準については、1「工作物の新築、改築、増築」及び5「水面の埋立て」に関する取扱方針によるほか、別紙7「瀬戸内海国立公園（岡山県地域）内マリーナの取扱方針」によるものとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、下記の取扱方針による。

事業の種類	取扱方針
1 道路（車道）	① 基本方針 路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。また、風致上の支障を軽減するため次の要件に適合すること。 ② 法面の処理方法 原則として緑化を行うものとする。この場合、擁壁工、法枠工、緑化ウォール工等の構造物を緑化工と併用することも可とする。 通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。やむをえずモルタル吹付とする場合は、通行の安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、必要に応じてセメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行う等風致上の支障の軽減を図る。 ア 落石防護柵及び落石防護ネット 灰色又は焦げ茶色とする。 イ 擁壁 現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとは、セメントの明度を下げた工法等により風致保護上の支障の軽減を図ることとする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。 ③ 交通安全柵 特に交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、その色彩は灰色とする。ガードレールを使用する場合は、灰色又は焦げ茶色とする。 ただし、公園利用施設等から望見されない場所及び路上からの景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。 ④ 生物多様性の保全 貴重な野生動植物の生息・生育地内での設置は極力避けるものとする。 やむを得ず生育地内に設置する場合は、その分断等、設置による影響を考慮し、代替措置を講ずる。 ⑤ 廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化を行う。 ただし、待避所等に活用される場合は、この限りでない。 ⑥ 残土処理方法 国立公園区域外に搬出する。 ただし、国立公園内の許可を得た、又は届出を行った行為に流用するものは、この限りではない。 ⑦ 修景緑化方法 5－(2)－② 修景緑化指針による。 ⑧ 附帯施設の取扱い ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等の附帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 イ 案内板、解説板等を設置する場合は、周辺の自然と調和した意匠とし、規模は必要最小限とする。 ウ 建築物の意匠、色彩、構造は、3 宿舍②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形等を活用したものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用い

事業の種類	取 扱 方 針
	ることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。 ⑨ 安全性に配慮した施設の取扱い 附属施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。 ⑩ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑪ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。
2 道路（歩道）	① 基本方針 人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮する。 ② 附属施設の取扱い ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附属施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。 イ 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠とする。 ウ 建築物の意匠、色彩、構造は3 宿舎②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形の改変が抑えられているものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れ検討すること。 ③ 安全性に配慮した施設の取扱い 附属施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全性配慮策を講ずること。 ④ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑤ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。 ⑥ 中国自然歩道 整備に当たっては、標識類の意匠及び説明内容の統一を図る。また車道との共用部、横断部等には注意標識を設け、通行上の安全を図る。
3 宿 舎	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。 宿舎事業として判断する基準は、次のとおりとする。 ア 通年営業を行うもの。 イ 宿泊収容力が20名以上のもの。 ② 意匠・色彩、構造 奇抜な意匠は避け、落ちついた外観意匠とする。

事業の種類	取扱方針
	ア 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。 ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあつては、傾斜パラペットを設置する。また、同一敷地内の母屋附帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物にあつてはこの限りでない。 イ 屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩 焦げ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色とする。 ウ 外壁の色彩 茶系色、灰色又はベージュとする。 ③ 修景緑化方法 5－（２）－② 修景緑化指針による。 ④ 附帯施設の取扱い 駐車場及び浄化槽を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理 課長通知）による。 王子ヶ岳渋川集団施設地区については別紙8のとおりとする。
4 園地	① 基本方針 展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、ピクニック等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和したデザインとする。特に展望地においては、防護柵、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。 ② 附帯施設の取扱い ア 休憩舎、展望施設、便所等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ウ 展望施設（展望台、展望休憩所）等の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩、構造は3 宿舍②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形の改変が抑えられたものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れること。 ③ 安全性に配慮した施設の取扱い 施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全性配慮策を講ずること。 ④ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。 ⑤ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。

事業の種類	取 扱 方 針
5 野営場	① 基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。 ② 附帯施設の取扱い ア 附帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物の意匠、色彩、構造は、3 宿舍②に準ずる。 ③ 管理運営方法 ア 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。 設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。
6 水泳場	① 基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。 ② 附帯施設の取り扱い ア 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 イ 建築物の意匠等は、3 宿舍②に準ずる。 ③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的の実施する。
7 運輸施設 (係留施設)	① 基本方針 グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。 ② 施設の取り扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力、埋め立ては行わないものとする。 イ 施設の規模は必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう管理施設を充実させるものとする。 エ ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海へ放流しないものとする。 オ 建築物の意匠、色彩、構造は、3 宿舍②に準ずる。 ③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的の実施する。
8 博物展示施設	基本方針 当該地区を中心とした瀬戸内海の自然、人文等を紹介、解説、案内する施設として、関係機関等の協力のもと適正な管理運営を行う。

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

施設計画名	執行事業名	未執行事業名
王子ヶ岳渋川 集団施設地区	王子ヶ岳渋川園地 王子ヶ岳渋川宿舎 王子ヶ岳渋川野営場 王子ヶ岳渋川休憩所 王子ヶ岳渋川係留施設 王子ヶ岳渋川駐車場 王子ヶ岳渋川給水施設 王子ヶ岳渋川博物館	
道路（車道）	貝殻山線道路（車道） 金甲山線道路（車道） 王子ヶ岳山上線道路（車道） 王子ヶ岳山麓線道路（車道） 下津井線道路（車道）	由加山線道路（車道）
道路（歩道）	鹿久居島線道路（歩道） 大多府島線道路（歩道） 貝殻山金甲山線道路（歩道） 出崎周廻線道路（歩道） 御嶽登山線道路（歩道） 高島線道路（歩道）	夕立受山線道路（歩道） 牛窓蕪崎海岸線道路（歩道） 前島線道路（歩道） 阿津北方線道路（歩道） 宮浦長谷線道路（歩道） 十禅寺登山線道路（歩道） 王子ヶ岳北周廻線道路（歩道） 王子ヶ岳線道路（歩道） 由加登山線道路（歩道） 龍王登山線道路（歩道） 鷺羽山登山線道路（歩道） 青佐登山線道路（歩道） 白石線道路（歩道）
園 地	夕立受山園地 鹿久居島中央部園地 蕪崎園地 三頂山園地 貝殻山園地 東光寺山園地 金甲山園地 出崎園地 由加山園地 通仙園園地 鷺羽山園地 御嶽山園地 寄島園地 白石島園地	鹿久居島東部園地 大多府島園地 前島園地 黒島園地 高島園地 両堤池園地 十禅寺山園地 龍王山園地 釜島園地 六口島園地 青佐山園地
宿 舎	両堤池宿舎 鷺羽山宿舎 六口島宿舎 白石島宿舎	鹿久居島中央部宿舎 黒島宿舎 出崎宿舎 釜島宿舎 寄島宿舎
野営場	鹿久居島中央部野営場 虎口池野営場	両堤池野営場 出崎野営場 釜島野営場
水泳場		鹿久居島中央部水泳場 蕪崎水泳場 出崎水泳場 寄島水泳場 高島水泳場 白石島水泳場
運輸施設（係留施設）	鹿久居島中央部係留施設 出崎係留施設	鹿久居島西部係留施設 高島係留施設 鷺羽山係留施設
博物展示施設	鷺羽山博物展示施設	鹿久居島中央部博物展示施設